

令和7年第5回（臨時）高砂市教育委員会 会議録【公開】

令和7年3月13日午後5時30分高砂市教育委員会を高砂市役所南庁舎2階会議室2において開会

出席者

教育長	玉野 有彦
委員	吉田 美香
委員	山名 克典
委員	神尾 信作
委員	吉屋 章

出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	福本 典子
学校教育室長	平山 健二	学校教育室参事	矢野 仁之
教育総務課長	石原 里美	生涯学習課長	四方 亮輔
学校教育課長	福永 慎也	学校教育課主幹	高橋 千春
教育総務課係長	長谷川 宏輔		

本日の会議に付した事件

議案

- 1 教職員人事について
- 2 高砂市文化財審議委員会委員の委嘱について
- 3 高砂市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

協議事項

- 1 高砂市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程を定めることについて
- 2 高砂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 3 高砂市就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱を定めることについて
- 4 高砂市教育委員会の後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する要綱を定めることについて
- 5 高砂市社会教育ビジョンの制定について

午後 5 時 5 2 分 教育長本日の会議を宣告

議 事 協議事項 1 高砂市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程を定めることについて

○教育長 協議事項 1 高砂市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程を定めることについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことを受け、高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものです。

別表の 3 人事に関するものの表の権限事項の列 1 5 中の「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改正するものです。

○教育長 事務局より説明が終わりました。
御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項 1 については、原案どおり承認いたします。

議 事 協議事項 2 高砂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて

○教育長 協議事項 2 高砂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 高砂市立荒井幼稚園と高砂市立荒井こども園との統合に伴い、必要な改正をするもので、第 2 条の「(幼稚園を除く。以下この条において同じ。)」を削除いたします。

○教育長 事務局より説明が終わりました。
協議事項 2 につきまして、御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項 2 高砂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案どおり承認いたします。

議 事 協議事項 3 高砂市就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱を定めることについて

○教育長 協議事項 3 高砂市就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱を定めることについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 就学援助制度については、高砂市就学援助規則及び高砂市就学援助に関する要綱に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学に係る費用の一部を援助しております。

高砂市では、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を参考としておりますが、令和7年度に国の限度額の変更がありましたので、同様に限度額を増額するもので、中学校の卒業アルバム代の限度額を 8,800 円から 1 万円に改正するものです。

なお、この要綱の改正は令和7年4月1日から施行します。

○教育長 事務局より説明が終わりました。

協議事項3につきまして、御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項3 高砂市就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱を定めることについては、原案どおり承認いたします。

議 事 協議事項 4 高砂市教育委員会の後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する要綱を定めることについて

○教育長 協議事項4 高砂市教育委員会の後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する要綱を定めることについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 新しい後援申請が出てきた際に、これまでの要綱では対応し切れず、見直しが必要になりましたので一部改正するものです。

主な改正箇所としまして、まず、現行の第1条の趣旨に第2条の定義と第3条の対象団体等を加え、第3条の中で、個別団体を分け、(5)に要件を「ア 主催者の存在及び所在地が明確であること、イ 規約又は会則の定めがあり、組織、運営方法、役員及び責任の所在が明確であること、ウ 特定の政治団体又は宗教団体と関係がないこと」と明記し、いずれも満たす団体を対象団体等としました。(6)では「前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に適当と認める団体」とし、新規のものに関しては、教育委員会に議案として諮りながら中身を審査し選定していきたいと考えています。

第4条の対象事業では、(2)で一般の方には分かりづらい内容のところを削除し、(3)で以前のものよりは対象が高砂市内全域ということを強調しながら、市外で開催されるものに関しては、教育委員会で承認する必要があるというように改正しております。

あとは施行期日をいつにするかです。周知期間が必要ですので1年間周知をした上で次年度に施行する方が、混乱がないのではないかと考えております

○教育長 協議事項4につきまして、御質問、御意見ございますか。

- 委員 個人情報の取扱い、参加者の個人情報の取扱いをきちんとしていくことが大きいと思います。それに関しては、どこになるのでしょうか。
- 事務局 第4条第2項(4)「主に営利又は商業宣伝を目的とするもの、又はそのおそれのあるもの」と、(6)「特定の団体・個人の宣伝、売名又は勧誘を目的とするもの、又はそのおそれのあるもの」の場合は、後援の承認は行わないということにしています。
- 勧誘等に、個人情報とはっきりとは書かれてないんですけど、電子申請などを使って個人情報を集め、自分たちの宣伝や勧誘等に使うのであれば、それは承認しませんよという書き方にしています。
- 委員 それで伝わるのでしょうか。例えば参加したら、受付で名前と住所と電話番号を書くことが結構ありますね、そういうのも全部情報になってしまうので、はっきり、個人情報についてはというようなことを書いてもいいのかなと思ったのですが、この書き方でそれがもう発生しないのであれば大丈夫だと思います。
- 事務局 他市の事例ですが、個人情報のことをはっきり書いているところはなかったです。
- 委員 分かりました。
- 委員 (7)は、自分のところの団体だけの発表会とかを対象にしてこういう規約を作ったのですね。
- 事務局 そうです。バレーなどがあったと思うのですが、ただ、他市もそうですけど、観覧、鑑賞又は参加が自由であるものは承認の対象とし、会員さんだけの自主的な発表会の後援の承認は今後是不行わないと考えております。
- 委員 この前のときに、開催される場所が市内か市外かでどうするかという話がありましたが、(3)は高砂市内であるものが原則だが、高砂以外であったとしても教育委員会が特に必要があると認めれば承認することですね。
- 事務局 はい、前はそれがなかったもので、断りたくても断れないところもありましたし、教育委員会としては特に承認が必要な場合もありましたので、このような書き方にさせてもらっています。
- あと、「特定の団体又はその構成員に限定されるもの」の事例として、家庭バレーボール、剣道連盟や野球の大会なども、完全にチームだけで、広く募集しないものは対象外になりますが、今まではずっと承認してきたものがあるので、施行期日を令和8年4月1日にして、1年間は周知期間とか相談期間みたいな形を考えています。
- 委員 以前は徴収する会費の限度額があったように思うんですが、それはなくしたということなのでしょうか。
- 事務局 12ページの第2項(5)に「対象者に対する経済的負担が過重なもの」とあります。金額の上限がつけにくいのでこういう表現にしております。

- 委員 古いのだと、5,000円か3,000円か金額が書いてありましたが、これは時価
というか、その都度判断するということですね。
- 事務局 そうですね。物によって、宿泊を伴うツアーとかでしたら、そういう金額
では無理ですので、前回から変えて認めているものもあります。
- 委員 当日の参加費はないけど、後日金銭的な支出が発生するようなことに対し
て制約を課するような表現はどこかにあるのですか。
- 事務局 第2条第2項(4)、(6)で宣伝、売名、勧誘を目的とするものを、第1項
(4)で法令等に違反するものでないといったところで縛りがあります。
- 委員 そこで一応縛りをかけるということですね、分かりました。
- 委員 これだけいろんな表現を入れてくださっているんで、どこかを使ってはお
断りできるのでとてもいいと思います。
- 委員 申請手続等は現行が第4条で、改正案が第6条ですね。
- 事務局 はい。
- 委員 改正した理由と改正前後の違いを教えてください。
- 事務局 2か月前までにというのは残しますが「原則として」という文言を加え、
前もって連絡があった場合は受け入れたいと思います。
それから、申請手続に関しては、高砂市が改正していますので、そちらに合
わせて添付書類も明記しました。
- 委員 そうすると、申請期限は緩まり、連絡があれば2か月前を過ぎていても受
け付ける場合もあるということですか。
- 事務局 従前の方たちは2か月前というのを分かっているんで、そこは変えずにい
きたいなと思っていますが、新規の分でそういう方がおられるかもしれませ
んの。
- 委員 第2条第1項の対象事業ですが、「教育、芸術・文化若しくはスポーツの振
興、市民福祉の増進等」とすごくたくさん書かれていますが、これ、教育委員
会で承認すべきものか、市ですべきかというのがよくあると思うのですが、
市の方ではどういうふうに規定されているんですか。
- 事務局 ここの部分に関しては、ほぼ一緒になろうかと思っています。
- 委員 そうなると、教育委員会で承認すべきか、市ですべきかというときに、説
明しやすいような文面を入れておいたほうがいいんじゃないかと思うんです
けど。
- 事務局 他市では、生涯学習の推進に寄与するとか、かなり限定的なところがあり
ますが、なかなか絞り難いと思います。
- 委員 そうですね。あと、福祉とかも書いていますけど。
- 事務局 生涯学習という言葉自体が浅く広い範囲になりますので、生涯学習の中
に福祉も入ってきます。

- 委員 ですから、申請を受けられた方に何か説明しやすい方がいいと思うのですが。
- 委員 教育委員会がするものには教育、生涯教育や市民福祉とかあらゆることが絡んでくるので、いろんな項目があっていいと思います。
- 事務局 確かに第4条第1項1号は今までとそんなに変わらないし、市と同じような表現になっていますが、教育としては、ある程度そういう制限は必要だと思い、承認を行わない第2項の(12)で「事業の性質又は規模等から勘案して教育効果の著しく低いもの」は、承認しないと、明らかに教育がしなくてもいいというようなものは、ここではじけるようにしました。
- 委員 なるほど。分かりました。
- 教育長 他にございませんか。よろしいですか。
- 最後の附則ですが、周知期間を設けるかどうかの御意見をいただきたいのですがどうですか。
- 事務局 1年に1回しか出てこないところがありますので、周知期間は1年間欲しいと考えています。
- 事務局 やり方が2つあります。1つは施行日を7年の4月1日にして、その施行日の下にもう1つ条文をつくり、来年の3月までは従前の例によるみたいな形で、従前の分も受け付けますよというような形にするのか、もう1つは施行日自体を8年の4月にして、8年の4月からこう変わりますから、来年から気をつけてくださいねというふうにビラを配ったりする方法でどちらも効果は同じです。
- また、そもそもそんな移行期間は設けませんよというのもあり得ると思うのですが。
- 委員 毎年後援申請していると、今年も当然承認してくれると思っていると思うのですが、要綱の改正で今後は誰でも参加できるという形じゃないと駄目じゃないですか。ポスターとかは申請を出す前に刷っている可能性があるのですが、もし駄目だといった場合に、シールとか貼ったり大変な手間になって、申請された側にミスがあつてのことなら納得していただけますけど、こっちが要綱を変えましたということですのでちょっと心配ですよ。
- 事務局 そのために周知期間として1年間猶予が必要かと考えています。
- それと、先ほど吉田委員が言われていた、例えばスポーツ少年団とか、野球や剣道大会というのが、今のこの案でしたら、外れてしまう可能性が高いんですけど、そういうのは子どもの健全育成のために必要だというのは、用語を考えないといけないのでこの場で意見をいただきたいと思います。
- 委員 施行前にそれなりの周知時間は取れたほうがいいと思いますし、周知期間中は認めたけど、多分来年からは無理ですよということを暗にそう示唆しているわけですよ。

- 委員 周知期間という意味合いでも必要なんですけど、こちらの改正案をしっかりとしたものにしていく準備期間としても必要だと思います。今言われたような特定のスポーツ団体に対しての対応も決める必要があります。
- 教育長 それでは、周知期間を設けることでよろしいか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 委員 吉屋委員が言われたように、内容に関してはそれまでの間に1回議論させてもらえるということでいいですね。
- 教育長 事務局、それで設定してくれますか。
- 事務局 はい。
- 教育長 もう1回、議案で上程するので、それまでに見ておいていただいて、御意見いただくようお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 協議事項4につきましては、これで承認します。
-

議 事 協議事項5 高砂市社会教育ビジョンの制定について

- 教育長 協議事項5について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 高砂市社会教育ビジョンは、今年度当初に公民館が廃止され地域交流センターに変わった際に、社会教育施設は減るが、社会教育活動は今後も拡充していく必要があると、社会教育委員の会議で意見をいただきまして、2月の会議で取りまとめたものです。
- 3の「提言 基本理念と3つの柱」で、基本理念は「人から人へ循環する学びのキャッチボール」とし、その下に①学びの機会、②学びの成果、③つながり作りの3つの柱を設け、多様な学びの機会の場を提供、充実させながら、ほかの市民の方にも学びの成果を循環させることを繰り返すことでつながりが、市民、地域、団体などの間で人と人とのつながりの支援ができていくといったことを高砂市の社会教育としては目指していくということです。
- 4の「提言 実現に向けて」で、学びを支えていくためには、スタッフである職員であり、活動を支援して下さる方々が重要な働きをするということで、そういう方々を育成・啓発、支援していくということが今後の社会教育の在り方に重要だということが書かれております。
- 生涯学習課としては、このビジョンを教育委員会の名前で発行し、それに基づいて、コンセプトとそれに基づくプランを1枚もののリーフレット、ポスターを作成して、社会教育推進指導者研修、養成研修、図書館名誉館長事業において、市民の方、大学などの協力の下、社会教育の活動を続けて、そこで人材の発掘、育成と、活躍の場を提供しているという状況です。

あと、行政で働いていた者以外で学校の先生とか民間の人も社会教育士として社会教育の支援活動などされていますが、これらについても新たな取組をしていこうと考えております。

○教育長 事務局より説明が終わりました。

協議事項5について、御質問、御意見ございますか。

○委員 この社会教育ビジョンに期待していますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員 実際には今、どのぐらいまで活動の輪が広がって、スタッフとか横のつながりができていますか。

○事務局 長年レクリエーション協会がレクリエーションのインストラクターの資格に関する指導者研修をやっておられましたが、青年の家がなくなり活動できる場がなくなりましたので、教育センターがレクリエーション協会に社会教育推進指導者養成研修を委託事業として依頼し、既に3年経過して、毎年20人ぐらいの方が学ばれています。その方々に向けて、生涯学習では放課後こども教室を、市内の小学校や社会教育施設で行い、そこを育成の場としています。

図書館では本を貸し出すだけでなく、図書館名誉館長講座を年に10回ほど実施し、そこで人材発掘をしています。HOMETOWNゼミとして、映像ゼミ、高砂市史ゼミとクリエイティブタウンゼミの3つがあります。

高砂市史ゼミは、図書館の本を使って高砂市の歴史を調べます。参加してくれる方が一定の人数おられます。

映像ゼミは、自分たちのドローンなどの機材を用いて、高砂市内の今残っている工場の中の古い建物を撮っており、今年は近代化遺産ということです。

クリエイティブタウンゼミは、去年2月に甲南女子大学文学部と高砂市教育委員会が提携を結んだもので、学生と市民と一緒に高砂市の魅力を発掘して、それをツアーにしていこうという内容で、頭には名誉館長講座というのがあり、その人がやりたいことを主体的にやっていく事業です。発表会とかの場は設けるので、そこで市民に還元していくのですが、その中で人の輪ができていっています。

もう1つが、社会教育士を育てることで、市民の方で誰か有志を募るとかして裏方に入ってもらって、社会教育って何というところを指導していくとか、一緒に学んでいくような場をつくっていったって、そういう人の輪を増やしたいと考えております。

○委員 今の話は体系づけられ、広く市民に周知し認識されて組織がきちんとできていますか。

○事務局 冊子にまとめて周知しています。組織は何人かはいます。

○教育長 それを増やしていこうということです。

- 委員 体験だけでもしていただいたらいいと、すごく大事なことだと思います。
- 事務局 募集は常にしていて、市史ゼミも映像ゼミもは年に何人か入ってきてくれています。
- 委員 そうですか。すごくビジョンもいいので組織図的に横の連携をしながらやってほしいと思います。
- 委員 周知というのが一番だと思います。
- 教育長 そうですね。
- ご意見よろしいですか。これも、もう1回、議案で上程するので、それまでに見ておいていただくということで、承認してよろしいでしょうか
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 協議事項5につきましては、これで承認します。
-

議 事 議案2 高砂市文化財審議委員会委員の委嘱について

- 教育長 議案2 高砂市文化財審議委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 前京都橘大学文学部教授の村上裕道さんの委嘱期間が7年3月31日で終了しますので、続けて2年間の委嘱を行いたく御審議をお願いいたします。
- 教育長 事務局より説明が終わりました。
- 御意見、御質問ございますか。よろしいですか
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 議案2 高砂市文化財審議委員会委員の委嘱について、原案どおり可決いたします。
-

議 事 議案3 高砂市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

- 教育長 議案3 高砂市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 令和7年度の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱につきましては、それぞれ医師会、歯科医師会、薬剤師会から御推薦をいただいた案でございます。
- 眼科医、耳鼻科医は令和6年度と変更なく、米田西小学校の内科医、伊保南小学校の歯科医、中筋小学校、阿弥陀小学校、鹿島中学校の薬剤師3名、合計5人の校医変更をお願いするものです。
- 教育長 議案3につきまして、御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)

